

東郷町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について

概要

1 改正理由

令和6年8月5日付けで厚生労働省から「地域包括支援センター設置運営についての一部改正について」（以下、「国通知」という。）が示され、国通知の中で、地域包括支援センター運営協議会について改正が行われたことに伴い、改正する必要があるため。

また、令和7年1月28日付け「令和7年度組織機構改革に係る組織名称の決定について（通知）」に基づき、部名を変更する必要があるため。

2 主な改正内容

- (1) センターの職員配置基準に関することを新たに規定すること。（第2条関係）
- (2) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関することを新たに規定すること。（第2条関係）
- (3) 「健康福祉部長」を「福祉こども部長」に改めること。（第6条関係）
- (4) 「健康福祉部高齢者支援課」を「福祉こども部高齢者支援課」に改めること。（第7条関係）
- (5) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行

東郷町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

東郷町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年2月27日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>センターの職員配置基準に関すること。</u></p> <p>(3) <u>センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。</u></p> <p>(4) <u>センターの行う業務に係る方針に関すること。</u></p> <p>(5) センターの運営に関すること。</p> <p>(6) <u>センターの職員の確保に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他の地域包括ケアに関すること。</u></p> <p>(会議等)</p> <p>第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後初めて開催する会議は、<u>福祉こども部長</u>が招集する。</p> <p>2以下 (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会<u>の所掌事項</u>は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) センターの運営<u>及び評価</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>地域における介護保険以外のサービス等との連携の形成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他センターの運営に関し必要な事項</u></p> <p>(会議等)</p> <p>第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後初めて開催する会議は、<u>健康福祉部長</u>が招集する。</p> <p>2以下 (略)</p> <p>(事務局)</p>

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉こども部高齢者支援課に置く。

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部高齢者支援課に置く。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

東郷町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適正な設置及び運営を図るため、東郷町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの職員配置基準に関すること。
- (3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。
- (4) センターの行う業務に係る方針に関すること。
- (5) センターの運営に関すること。
- (6) センターの職員の確保に関すること。
- (7) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス・介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス・介護予防サービスの事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (5) 地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (6) 地域包括ケアに関する学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後初めて開催する会議は、福祉こども部長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じ協議会に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉こども部高齢者支援課に置く。

(報償)

第8条 協議会に出席した委員（公務で出席した者を除く。）には、予算の定めるところにより報償金を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は福祉部長が行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。